

◆医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術

1. 区分1に分類される手術		手術の件数
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	
イ	黄斑下手術等	
ウ	鼓室形成手術等	
エ	肺悪性腫瘍手術等	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	
2. 区分2に分類される手術		手術の件数
ア	靱帯断裂形成手術等	
イ	水頭症手術等	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	
エ	尿道形成手術等	
オ	角膜移植術	
カ	肝切除術等	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	
3. 区分3に分類される手術		手術の件数
ア	上顎骨形成術等	
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	
エ	母指化手術等	
オ	内反足手術等	
カ	食道切除再建術等	
キ	同種死体腎移植術等	
4. 区分4に分類される手術の件数		88
5. その他の区分に分類される手術		手術の件数
人工関節置換術		27
乳児外科施設基準対象手術		
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		6
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む)及び体外循環を要する手術		
経皮的冠動脈形成術 内訳 (急性心筋梗塞に対するもの) (不安定狭心症に対するもの) (その他のもの)		
経皮的冠動脈粥腫切除術		
経皮的冠動脈ステント留置術 内訳 (急性心筋梗塞に対するもの) (不安定狭心症に対するもの) (その他のもの)		3 (0) (0) (3)

◆大腿骨近位部骨折に対する手術実績

骨折観血的手術(大腿)	39
内訳 (手術実施が、受傷より48時間以内)	(11)
(手術実施が、受傷より48時間超え)	(28)
人工骨頭挿入術(股)	23
内訳 (手術実施が、受傷より48時間以内)	(3)
(手術実施が、受傷より48時間超え)	(20)